

平成 26 年 (2014 年) 11 月 18 日

議会運営委員会

委員長 岩 沢 章 夫 様

議会制度検討会

委員長 青 木 哲 正

議会制度検討会検討結果(第 24～26 回検討分)について

本検討会は、平成 26 年 6 月 23 日、9 月 11 日及び 11 月 18 日の 3 回にわたり会議を開催し、議会運営に関する諸課題等の検討を行いました。

その結果、結論を得たものについて下記のとおり報告します。

記

1 議会報告会のあり方の見直しについて

報告会においては、委員会でかわされた主な議論を資料に記載し説明することとする。(6 月 23 日決定)

2 定例会最終日の本会議における手話通訳の配置について

来期からすべての定例会本会議において手話通訳を配置する。(6 月 23 日決定)

3 補助金が交付されている団体の長への就任を禁止することについて

現行どおりとする。ただし、今期中に状況が変わり、改めて提案が出された場合には再度協議する。(過去の議会制度検討会において「補助金が交付されている団体の長には極力就任しないこと」が決定されており、議長から議員へ再確認のため通知を依頼することとした。)(6月23日決定)

4 議員定数のあり方について

本検討会における重要課題の一つとして、平成24年5月から平成26年11月まで精力的に検討を行い、今期の本検討会として「議員定数の判断根拠」(別添)をまとめた。これにより来期の議員定数は現行どおり41名とすべきと判断したので報告する。(11月18日決定)

5 (議会運営委員会からの申し送り事項)「専決処分及び通年議会を含めた会期のあり方について」の取り扱いについて

本件については、議会制度の根本に関わる重要な課題であり検討の必要性は理解しているものの、今期は本検討会での検討期間が短く十分な協議ができないことから、次期議会制度検討会の検討課題として引き継がれるよう、申し送る。議会運営委員会においても次期の検討課題として確実に引き継がれることをご留意されたい。(11月18日決定)

(別添)

議員定数についての判断根拠

議会は自治体の二元代表制のもと、その果たすべき役割と責任がますます重要度を増している。また、団体意思の形成過程においては民意を踏まえ、質の高い議論をすることはもちろん、社会通念上適切な効率性と経済性を併せ持たなければならない。

議会を構成する議員は、その高い資質と自覚が求められ、多種多様な活動の中で市民からの意見を反映するに十分な機能を持ち、市長や行政の予算執行について高度な見識を発揮する義務がある。

議員定数は、従来地方自治法により上限が定められていたが、平成23年の地方自治法改正により、議会自らが決定できることとなった。

過去においては、議会が何をしているのか見えない、議会活動が住民に伝わらないなどの意見がある中で自治体の財政難等の理由により、全国的に議員定数の削減が行われており、本市議会も同様に定数削減や議会予算の見直し等を行ってきた。

一方、地方分権改革により自治体の業務は質、量ともに増えており、さらに本市は基地などを抱える特殊事情から、他の自治体と比較して多種多様な意見を広く聴く必要があるため、いたずらに定数削減をするべきではないという意見もあった。

議会制度検討会では、これらの意見を踏まえ、平成24年5月から議員定数の在り方について検討した結果、

一、地方議会は二元代表制の一翼として、間接民主主義の実現を果たすべき、その役割と責任がますます増大していること。

二、全国の人口40万人規模の中核都市の議員定数はおおむ

ね 40 人台の定数となっており、本市議会の定数が特段多い状況ではないこと。

三、本市議会は平成 22 年に定めた議会基本条例に基づき、すべての会議を原則公開とし、本会議・委員会のインターネット中継や毎年議会報告会を実施し、さらに市議会だよりの発行回数を増やしており、多様な市民意見を反映した政策提案が求められている。これらのためには、現状程度の議員定数が必要であること。

以上 3 点の理由により、今後迎える深刻な人口減少・少子高齢化の時代に立ち向かうためにも、40 万人規模の自治体として、より多くの市民の声を聞き、二元代表制の一翼を担う議会としてその責務を果たすため、議員定数を現行通り 41 名とすべきと判断する。